情報通信行政·郵政行政審議会 郵政行政分科会(第84回)議事録

第1 開催日時及び場所

令和5年2月21日 (火) 10:00~11:06 Web審議による開催

第2 出席した委員(敬称略)

佐々木 百合(分科会長)、実積 寿也、巽 智彦、谷川 史郎、 三浦 佳子

(以上5名)

第3 出席した関係職員等

藤野郵政行政部長、内藤郵便課国際企画室長、 藤井信書便事業課長、益岡信書便事業課課長補佐 事務局:福田情報流通行政局総務課課長補佐

第4 議題

諮問事項

ア 国際郵便約款及び郵便業務管理規程の変更の認可【諮問第1234号】

イ 特定信書便事業の許可、事業計画の変更の認可、信書便約款の変更の認可及び信書便管理規程の設定の認可【諮問第1235~1237号】 (非公開) ○佐々木分科会長 それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分 科会第84回を開催いたします。

本日はウェブ審議を開催しており、今、委員7名中5名が出席されておりますので、 定足数を満たしております。

ウェブ審議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、名のってから御発言をお願いいたします。

それでは、お手元の議事に従いまして議事を進めてまいります。本日の議題は、諮問事項2件でございます。初めに諮問第1234号「国際郵便約款及び郵便業務管理規程の変更の認可について」、総務省から御説明、お願いいたします。

○内藤郵便課国際企画室長 佐々木分科会長から御案内いただいた諮問第1234号、 国際郵便約款及び郵便業務管理規程の変更の認可につきまして、国際企画室長の内藤か ら御説明をさせていただきます。

資料84-1をご覧ください、今回は、国際郵便約款及び郵便業務管理規程の改定で ございます。内容として4点ございまして、最初に大枠を御説明させていただきます。 1点目が通関電子データ。一般的にEADと呼ばれるものですが、全世界宛ての送信の 必須化を行うことについての国際郵便約款の改定に関するものでございます。

2点目が航空書簡、国際郵便葉書といった国際郵便サービスがございますけれども、 こちらの廃止に伴う国際郵便約款の改定。また、郵便業務管理規程においても、会社が 発行する郵便切手類の種類に航空書簡と国際郵便葉書の料額印面が含まれておりまして、 該当部分の記載の削除がございますので、この2点目に関しては国際郵便約款以外にも 郵便業務管理規程の変更について認可申請を承っております。

そして3点目が万国郵便連合、UPUと呼ばれる国連の郵便に関する専門機関がございますけれども、そこで国際郵便業務に適用される万国郵便条約関連の制度改正に伴う国際郵便約款の変更でございます。

最後4点目ですが、こちらは国際郵便約款の作りの整備でございますけれども、国際返信切手券という、UPUが提供する枠組みの記載内容につきまして、国際郵便約款以外に国際郵便には料金表といったものもございますけれども、料金表と国際郵便約款との記載の重複を排除し、よりきれいな形の国際郵便約款を作る改定を今回の国際郵便約款の改定の機会に併せてやらせていただく、計4点の内容の認可申請を承っております。この4点につきまして、一旦まとめてそれぞれの内容を御説明させていただいた後、

総務省の審査概要を御説明させていただければと思っております。

まず、1点目の通関電子データ(EAD)の送信必須化の関係でございますけれども、UPUにおいて国際郵便に関する通関手続を最適化し、国際郵便サービスの円滑な提供を実現する観点から、引受け国、日本で引受ける場合は日本が引受け国になりますけれども、そこから名宛国、送る先の国、アメリカやヨーロッパをイメージしていただければと思いますけれども、そういったところに事前にEADを送る取組を促進している状況がございます。主に水際の措置、どういった荷物が事前に入ってくるのかを捕捉する、また、最近、電子商取引の拡大により荷物の量も増えてございますので、その内容物の

関税評価額を事前に適切に捕捉することで通関手続を円滑に進めるための一環の流れで ございます。

そうした中、日本郵便においても国際郵便の差出人に対してEADを提供することをこれまで奨励しておりまして、既に多くのケースで、実際、窓口に行くと、郵便局の窓口でデータをタブレットに入力するなり、あとは御自宅においてポータルでデータを入力するなりしていただいて、データを日本郵便にも提供し、その提供したデータをラベルとして印刷して郵便物に貼って送ることは、多くのケースで既にやっているものでございます。また、アメリカやヨーロッパ宛てについては、もう既に義務的にやっている状況もございます。少し先になりますけれども、令和6年3月1日から全ての国に対して必須化を図ることで、国際郵便のより安定的なサービスの提供を確保するものでございます。

今回、全ての国について、しっかりとこのEADの提供を義務づけるものでございますので、利用者への影響も考えまして1年間の周知期間を設けております。また、郵便局における入力端末の整備なども含めて、一定の準備期間が必要なところもございますので、1年先の話ではございますけれども、今回の認可申請を日本郵便から承っている状況でございます。

続いて2点目になりますけれども、こちらは航空書簡と国際郵便葉書の廃止でございます。航空書簡及び国際郵便葉書については、実際どんなものなのかという話もあるかと思いますので、28ページの参考資料をご覧ください。右肩に委員限りとある資料になりますけれども、国際郵便の世界では長らく航空書簡と呼ばれるものと国際郵便葉書と呼ばれるものがこれまで提供されてきております。もしかすると、かつて御利用になられている人もいらっしゃるかと思いますけれども、近年、取扱量が非常に落ち込んできている事情がある中で、こちらの管理コストがかなり上昇してきている状況もございます。一方で、そうした中で定形書状や市販の絵葉書等、代替的なサービスがしっかりと存在しているという背景もございます。

要するに、航空書簡に関しましては、こちらは便箋のようなものを三つ折りにして封書のような形にして送るもので、いわゆる定形書状での代替が可能なもの、国際郵便葉書につきましては、通常の絵葉書を皆さんも既にご利用されているといったこともございます。ついては、これらについては半年間の周知期間を設けた上で廃止をしたいとの内容の認可申請を日本郵便から承っておりまして、関連の国際郵便約款及び郵便業務管理規程の改定、具体的には航空書簡及び国際郵便葉書に係る記載の削除を行うものでございます。実際、いきなり廃止をすることではなく、半年間の周知期間を設けて、本年10月から廃止を予定しているところが、この2点目の話でございます。

続いて3点目の万国郵便条約の施行規則の改正に伴う国際郵便約款の変更でございますけれども、こちらは税関告知書と呼ばれるもので、郵便物にラベルとして貼られているものをイメージしていただければと思いますが、添付する場所について、これまでは郵便物のここに添付をしなさいと決まっていたのですけれども、今後、郵便物の表面であればどこでもよくなります。また、税関告知書については、フォーマットが2種類ございまして、CN22とCN23といったものがございますけれども、CN23については内容物についてより多くの記載内容を書くことができます。1点目の話に戻らせて

いただきまして恐縮でございますが、今後、EADの送信必須化の話が進むと、実際にデータを入力してラベルを印刷する際の対応するフォーマットとしては、このCN23への移行を将来的に想定しております。そうした中でCN22とCN23につきまして、これまでUPUは300SDRという金額基準を原則として、300SDR以下の場合はCN22、それを超える場合にはCN23として、用途を使い分ける形でやってきており、もちろん原則的な金額基準以外にも利用者が希望する場合にはCN23の様式を使うことができましたけれども、この金額基準を廃止し、将来的なCN23への移行も見据える制度改正がUPUでございまして、それに合わせる形で日本郵便においても、国際郵便約款を改正するのが3点目の話でございます。こちらは制度改正が本年6月から施行されますので、それに合わせて対応するものでございます。

最後の4点目は形式的な改正でございますけれども、国際返信切手券についてですが、これはUPUの枠組みですけれども、いわゆる国際の往復郵便的なもので、郵便物を受け取った側が、それを返信する際に用いる返信用の切手を郵便局の窓口で入手するためのクーポンといったものが世界共通の様式としてUPUで決められております。この返信用の切手の額につきましては、UPUのルールで外国宛ての航空扱いの書状の最低重量帯の料金を設定することになっており、日本ではこのクーポンを郵便局に持っていくと130円分の切手と交換してくれることになっています。こちらについては国際郵便料金に従って決まっている額ではあるのですけれども、この130円というのが国際郵便の料金表だけでなく国際郵便約款本体にも直接書き込まれている状況になっておりまして、記載の重複が発生してございます。

また将来的に、例えば料金表に何か変更が加わった場合、現行の規定では国際郵便約款の認可申請が付随的に発生するような作りになっておりますが、料金表の改正の届出のみで対応する形にすることにより、料金表の改正内容、記載内容を踏まえて国際郵便約款で適切に柔軟に対応できる形に、すなわち本来あるべき形に規定を整備したものが4点目でございます。

以上4点につきまして、認可申請を承っておりますけれども、それぞれにつきまして、その審査は法令に基づいた基準がございまして、国際郵便約款につきましては、郵便法第68条第2項が要件になっております。また、郵便業務管理規程につきましては、郵便法第70条第3項、ここに要件が定められております。基本的に、資料84-1の別紙2-1から2-4に総務省としての審査結果を記載させていただいておりますけれども、法令で求められている事項が全て国際郵便約款に明確に反映されているところと、もちろん全ての者に対して適用される改正内容でございますので、特定の者に対して何らか不当な、差別的な取扱いをするものではないといったところで、今回の審査結果として、4点の申請内容につきまして適切な内容であると認識しており、委員の皆様に諮問させていただき、御答申をいただければと考えております。

以上でございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございました。

ただいまの説明について御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。なお、委員の皆様がチャットに書き込んでいただく間、資料の27ページにEAD送信の全世界必須化の要点がとても分かりやすく記載されていること、その次

のページに航空書簡や国際郵便葉書の写真をサンプルとして載せていただいております ので、改めてお知らせいたします。

それでは、実積委員、お願いします。

○実積委員 航空書簡と国際郵便葉書の廃止に関して1点質問ですけれども、期間を置いて廃止されるとのことでしたが、既に購入している人に対する取扱い、あと街中のチケット屋で販売されているケースもあるような気がするのですけれども、そういったところに関する周知は、どのように考えておられるのか。移行措置と今の周知の話については、どのような計画をお持ちなのか少し御説明いただければと思います。

○内藤郵便課国際企画室長 今回、半年後の10月1日に廃止を予定しておりますけれども、その際の移行措置として、もちろんその周知は、郵便局の窓口ですとか日本郵便のホームページで行います。一方で、既に購入されている人につきましては、国際郵便約款の附則に記載をさせていただいているとおり、当面の間、引き換えには応じる。郵便局の窓口に持ってきていただければ、同額の郵便切手類と交換していただけることになっております。例えば国際郵便葉書については、引き続き送ることはできますけれども販売は10月から取りやめます。しかし、窓口に持っていけば、当面の間、引き換えに応じるといった措置を講じます。

金券ショップへの周知については、まだ具体化はされておりませんけれども、いずれにせよ、日本郵便でホームページなり、窓口なりを通じて利用者にはサービスの停止のお知らせ、またご希望があれば、引き換えに応じるとしっかりお伝えして対応していくことを考えているところでございます。

- ○実積委員 そうすると、今持っている人は、それは使おうと思ったら、それはずっと 使える措置になっているとのことでしょうか。
- ○内藤郵便課国際企画室長 国際郵便葉書については使えます。航空書簡については、 そのままでは送ることができなくなりますので、こちらは基本的に引き換えに応じる形 になるところかと思います。
- ○実積委員 なるほど。郵便葉書は使えるけれどもということですね。
- ○内藤郵便課国際企画室長 そのとおりです。
- ○実積委員 その旨の周知は、きちんとされることを期待してよろしいのでしょうか。
- ○内藤郵便課国際企画室長 日本郵便において周知を半年間かけて実施をいたします。
- ○実積委員 ありがとうございます。
- ○佐々木分科会長 ありがとうございました。 それでは、巽委員、どうぞ。
- ○異委員 異でございます。御説明ありがとうございました。私も、実積委員と同じ航空書簡等の件です。先ほど御紹介いただいた委員限りの資料28ページで、国際郵便業書は確かにとりわけ2020年から販売枚数が一気に落ちているのですが、航空書簡はむしろ2017年以降微増していて、2021年は2010年程度の水準まで回復しているように見え、先ほど実積委員がおっしゃっていたような周知をしっかりやっていただくことは、ここ数年で買っている人に対しては特に必要であろうと思います。

質問としては、ここ数年で航空書簡の販売数が伸びている背景が、もし分かればお伺いしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○内藤郵便課国際企画室長 御質問の件についてですけれども、写真を見ていただくと、 航空書簡は便箋のようなものではあるのですけれども、三つ折りにして封書のような形 にして最終的に投函する。その際に例えば中に写真や、ちょっとしたカードを入れるこ とがあるのですけれども、こちらはコロナ禍と関係しておりまして、コロナ禍で電子商 取引の需要が非常に増えた中、例えばトレーディングカードですとか、缶バッジみたい なものを本来の使い方ではないのですけれども、この航空書簡の三つ折りにした中に封 入をして送るといったケースが出てきています。航空書簡は全世界均一90円と非常に 安く送れる状況でありまして、そこに目をつけた人がおり、本来の適正な利用方法では ないかもしれませんが、中に物を入れてしまう人が出てきています。余りにも適切では ないものを入れると、その場で駄目ですよという話にはなるのですけれども、そういっ た需要が一時的に増加しております。

ただ、現在、管理コストが非常にかかっておりまして、今後、例えば航空書簡をこの料金で維持していくのは、なかなか長期的に難しい状況もございますので、そうなってくると通常の書状とかに比べて価格面での優位性がなくなってきてしまう状況もございます。一時期的にコロナ禍の影響もありまして、電子商取引の中でのカード類等のやりとりに適切でない形で利用されたことが実際あるようでございまして、そこで一時的に増えましたが、長期的にはそのような利用を続けることはやはりなかなか難しいだろうと考えております。今、数字として見えておりますけれども、トレンドとしてはやはり減少傾向であり、これからまたかなり落ち込んでいくのではないかとの見立てを日本郵便ではされていると理解しております。

○巽委員 なるほど。承知しました。それでしたら、本来と違う使われ方をしているので、ここ数年、見かけ上、販売枚数が伸びているというだけで、本来の使い方による需要は小さくなっているということを、日本郵便から御説明いただくのがよいかと思います。

また追加で1点だけ質問させて下さい。この国際郵便の業務は、万国郵便条約上は指定された機関が引受けることになっていて、現状、日本だと日本郵便だけがそれを担っていると思うのですけれども、民間の信書便法で、国際郵便もやりたい事業者が出てきた場合には、それは、国内法上は排除されていないように見えます。国際郵便の仕組みが、事実上日本郵便だけになっているということなのか、それとも国内法上そこはまだ民間に開放されていないのか、お聞きしたいのですけれども。

○内藤郵便課国際企画室長 信書に関しては、国際の信書を日本郵便以外の者が提供することは排除されておりませんので、そちらは法的にあり得るところはございますが、実態として、国際郵便の円滑なやりとりをするために、各国は万国郵便条約の規制で縛られている状況になります。万国郵便条約は国境を越える郵便のやりとりに関するルールでございますけれども、そのルールに服する郵便事業体を各国で指定する際の要件として、ユニバーサルサービスの提供が課されております。したがって、条約上、国際郵便に関する万国共通のこの枠組みが適用される郵便事業体が日本で言えばユニバーサルサービスを提供している日本郵便だけになっておりますので、日本としては、日本郵便を指定する形となっております。もちろん、ほかにも例えばユニバーサルサービス義務を提供するところがあれば、その指定をすることは条約上も排除されておりませんし、

そうなってくるとUPUの枠組みに入っていくこともできるかと思いますけれども、現在、条約を含めた制度上は日本郵便に限定をされてしまっている状況ではあるかと思います。もちろん、信書については、ユニバーサルサービスとは別のところでできるかと思いますけれども、国際郵便全般については日本郵便が責任を持ってやるところが条約上の要請の形に今はなっている状況でございます。

○異委員 よく分かりました。ありがとうございます。なぜ気になったかというと、日本郵便との関係で約款や規程の改定をやるだけなら、話は今回で済みそうなのですけれども、前回、前々回みたいに事業者全般に対して、条約上の枠組みが変わったからそれに対応した約款を整備してくれというようなことになってくるのかが気になりましたので、質問した次第です。ありがとうございました。

- ○内藤郵便課国際企画室長 ありがとうございました。
- ○佐々木分科会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、ほかに御意見ございませんようでしたら、諮問第1234号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- ○佐々木分科会長 ありがとうございます。
- ○内藤郵便課国際企画室長 ありがとうございました。
- ○佐々木分科会長 それでは、続きまして諮問第1235号から1237号「特定信書便事業の許可、事業計画の変更の認可、信書便約款の変更の認可及び信書便管理規程の設定の認可」に移ります。本議題は、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規定により、非公開にて行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木分科会長 ありがとうございます。本議題の審議は非公開とさせていただきます。それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○藤井信書便事業課長 総務省信書便事業課長の藤井でございます。私からは諮問第 1235号の特定信書便事業の許可及び事業計画の変更の認可、第1236号の信書便 約款の変更の認可及び第1237号の信書便管理規程の設定の認可の3件について説明 させていただきまして、これらの許認可の可否について御審議いただきたいと思います。

まず、諮問第1235号、特定信書便事業の許可及び事業計画の変更認可について資料84-2を御覧ください。表紙をおめくりいただきまして1ページ目が諮問書になっております。本件は、特定信書便事業への新規参入希望者、今回4者ですけれども特定信書便事業の許可申請と既存事業者1者からの事業計画の変更認可申請について審査いたしました結果、民間事業者による信書の送達に関する法律、いわゆる信書便法に掲げる基準に適合していました。また、許可申請につきましては、欠格事由にも該当しないと認められることから、許可または認可することといたしたく諮問させていただくものでございます。

まず、申請の概要について簡単に御説明させていただきます。資料の2ページ目から 横の資料になりますけれども、おめくりいただきまして3ページ目にございますが、今 回、新規参入を希望して特定信書便事業の許可を申請した者とその提供サービスの概要 について記しております。今回の許可申請者は、1番のアイシーエクスプレス株式会社、2番のロジフォワード株式会社、3番の株式会社アットロジコム、4番のアシストライン株式会社の4者でございます。表の左から3列目の項目に記載しておりますが、これら4者、いずれも貨物運送業を営んでいる事業者でございます。

続きまして、右側半分がこの今回の事業者の提供区域、提供サービスの概要でございます。特定信書便事業において提供できる役務ですけれども、信書便法第2条第7項の第1号から第3号に規定がございまして、いわゆる1号役務、2号役務、3号役務と呼ばれているものでございます。1号役務につきましては、長さ、幅、厚さの合計が73センチを超える、あるいは重さが4キロを超える信書便物を送達する役務。また、今回は申請がございませんでしたが、2号役務は信書便物が差し出されたときから3時間以内に配達する役務。3号役務は、料金が800円を超える高付加価値の信書便物を送達する役務であると御理解いただければと思います。

今回、申請者が提供を予定している役務につきまして、提供サービスの欄に丸印をつけております。4者全でが1号役務を提供する予定となっておりますほか、アイシーエクスプレス以外の3者につきましては、3号役務を提供する予定となっております。

申請者の事業の概要は以上でございますけれども、御審議いただくに当たりまして、信書便法第31条に許可に当たっての基準を3つ定めているものでございます。1点目が、「その事業の計画が信書便物の秘密の保護をするために適切なものであること」を求めておりまして、これを判断するために信書便物の引受け、配達の方法を役務ごとに適切に定める必要があるものでございます。こちらをまとめましたのが次の4ページ目の表になってございます。そこでは、各事業者が引受けの方法、営業所で引受けるのか、もしくは指定の場所で引受けるのか、巡回先で引受けるのか、また、定期集配先で引受けるのか。また配達の方法といたしまして、対面交付ですとか、もしくは郵便受箱への投函ですとか、メール室への配達ですとか、こういったものを申請に当たって記しているものでございます。

続きまして、2点目の許可の基準ですけれども、「その事業の遂行上適切な計画を有しているかどうか」についてでございます。特に重要な視点といたしまして、事業収支見積りがございまして、審査に当たりましては、開始当初の事業年度、あと翌事業年度の2か年分の事業収支見積書を提出いただいております。この事業収支見積りの算出が適正かつ明確であることが審査基準の1つとなっております。5ページ目を御覧ください。まず、収支見積りのうちの収入の部でございますけれども、この表の右端が年間の信書便事業の見込収入となっております。こちらは事業者において既存の顧客に対するヒアリングなどを通じまして、利用の見込みの通数ですとか、サービスの単価を考慮して算出したものになっております。

この事業見込収入を踏まえまして、次の6ページ目に、支出及び利益の部といたしまして、事業開始年度と翌年度の2か年分の見積りを出していただいているものでございます。先ほど御説明しましたように、事業見込収入は事業開始の翌年度、すなわち、フルで1年間事業を行う2年目の収入と金額が一致しているものでございます。その右側が信書便事業の支出の欄となっております。これは申請者が項目ごとに積み上げた額、あるいは貨物運送事業、先ほど御紹介しましたけれども、事業として行っておりますの

で、そういった事業との収入比の案分などによって算出しているものでございます。

また、今回の申請者4者のうち、3番の株式会社アットロジコムと、あと4番のアシストライン株式会社の2者につきましては、業務委託の費用をその他の欄のところに計上しております。事業収入から事業支出を引いた信書便事業といたしましての営業の利益は表の右から2列目になりますけれども、初年度、翌年度ともに信書便事業単独での黒字になるとの推計になっております。そのため、事業収支につきましては、特段の問題もなく妥当なものと判断させていただいているものでございます。

最後、許可の基準の3つ目なのですけれども、「その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであるかどうか」を判断することで、こちらにつきましては資金計画を審査しております。7ページ目を御覧ください。純資産の額と、あと信書便事業の開始に要する資金について記載をしております。事業開始に要する資金は、具体的には人件費の2か月分、あと、建物や賃借料の1年分などを合計した金額となっております。こちらを見させていただきました結果、直近の決算年度におきましても各者とも債務超過の状況ではなく、また、この事業を始めるに当たって必要な資金につきましては、各者とも全額自己資金による調達が可能となっております。

以上が特定信書便事業の許可申請の概要となっております。

続きまして8ページ目からが事業計画の変更の認可申請の概要となっております。既に特定信書便事業の許可を受けております、この株式会社コーユーサービスにつきまして、今回、特定信書便役務の種類を変更する申請内容となっております。この株式会社コーユーサービスは、現在3号役務を行っておりますけれども、今般、1号役務に荷姿を変更し、単価を下げることによりまして集配の頻度ですとか利用通数を増加させる。このため、特定信書便役務の種類を見直すものでございます。

信書便法上、事業計画の変更に関する認可の基準は、信書便法第31条、先ほど御紹介しましたが、特定信書便事業の許可の基準と同じですので、下の表に変更後の引受け及び配達の方法ですとか、次の9ページ目に信書便事業の収支見積りと資金計画をまとめております。こちらも見させていただきました結果、特段の問題はなく妥当なものと判断をさせていただいているものでございます。

ここまでの説明に関する審査結果の概要につきまして、次の10ページ目以降に記しております。まず初めに許可申請の審査結果の概要でございますけれども、1番から3番までの項番が、先ほど御紹介しました信書便法第31条各号に定めております特定信書便事業の許可の基準でございまして、これに基づき審査を行いました。まず、項番の1番、「その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること」ですが、審査基準といたしまして、信書便物の秘密を保護するために引受け、配達の方法が明確に記載されていること。それから、信書便管理規程の遵守義務のある者が直接引受け、配達することなどを適切に行うこととしているかを審査することになっております。

これにつきましては、全ての申請者が事業計画や信書便管理規程などにおきまして、 引受けや配達の方法が明確に記載されており、また、信書便管理規程の遵守義務のある 者が取り扱うことで信書便物の秘密を保護するために適切であると判断をしております。 また、株式会社アットロジコムとアシストライン株式会社の2者につきましては、業務 の委託を予定しておりますが、この業務委託契約におきましても信書便管理規程の定め る方法により作業を行う旨が定められていることなどを確認したところでございます。

以上を踏まえまして、今回、許可申請をした者の事業の計画は、信書便物の秘密を保護するために適切なものであると判断をしているところでございます。

続きまして下の2番目の「その事業の遂行上適切な計画を有するものであること」ですけれども、事業収支見積りにつきましては、対象年度と、算出方法につきましては先ほど御説明させていただきました方法によって適正かつ明確に算出されていると判断をしております。

続きまして11ページ目を御覧ください。役務内容が法に適合しているかどうかにつきましては、こちらも事業計画などによりまして、1号役務につきましては取扱いサイズが73センチを超えるもの、あるいは4キロを超えるものであること。また、3号役務につきましては、800円を超える料金となっていることによりまして、いずれも規定に適合していることを確認しているところでございます。また、こちらにつきましても業務委託に関する項目が出ておりますけれども、審査基準としましては、業務の一部を委託するほうが、自らがその業務を実施するよりも経済的であることですとか、原則、他の第三者に再委託をするものではないことがございますけれども、こちらも満たしていることを確認しているものでございます。

以上を踏まえまして、項番の2番につきましても、今回、許可申請をした者は、いずれも妥当なものであると考えているところでございます。

項番の3番目、「その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること」で ございますけれども、1つ目が資金でございますが、こちらは先ほど御説明しましたよ うに特段問題ないものと考えております。また、2つ目は行政庁の許可でございますけ れども、申請者は、いずれも貨物運送業も営んでおりますけれども、こちらも法制上必 要となる許可は既に取得をしております。貨物自動車運送事業の場合ですと、国土交通 大臣の許可が必要なのですけれども、こちらは既に手続が済んでいることは確認してお ります。

以上を踏まえまして、項番の3番につきましても能力を有しているものと考えている ところでございます。

最後の項目の4番が、欠格事由でございますけれども、この欠格事由は1年以上の懲役または禁固の刑に処せられ、その執行が終わって2年を経過しない者ですとか、あと、信書便事業の許可の取り消しを受けて、その取消しの日から2年を経過しない者、法人の場合ですと役員にこれらに該当する者がいないかどうかですけれども、4者ともいずれもこの欠格事由には該当していないことも確認しております。

以上をもって、各者とも法律に掲げる許可の基準には適合していると認められたこと から、この申請者に対して特定信書便事業の許可をすることといたしたいと考えており ます。

続きまして12ページ目の事業計画の変更の認可申請につきましてですけれども、こちらも許可の基準と同様に、今回、変更の内容につきましても、いずれもこの認可の基準に適合していると認められることから、こちらにつきましても認可をしたいと考えているところでございます。

続きまして、諮問の第1236号、信書便約款の変更の認可について御説明をいたします。資料84-3になります。信書便法第33条第1項におきまして、特定信書便事業者は、信書便の役務に関する提供条件について、この信書便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。変更しようとするときも同様に認可が必要であることが定められております。この資料の 1° ージ目が諮問書でございますけれども、先ほど御紹介しましたこの事業計画の変更の認可申請をしております株式会社コーユーサービスにつきまして、信書便約款の変更の認可も必要ですので、これについて認可をしたく御審議いただくものでございます。

2ページ目が、今回の認可申請の概要でございますけれども、信書便法施行規則、省令ですけれども、同規則第40条で準用する同規則第24条第2項各号に信書便約款での記載事項を定めております。この記載事項をそれぞれ項番に当てはめておりますけれども、今回の信書便約款の変更は、項番の1番、役務の名称及び内容、あと項番の2番の引受けの条件についてですけれども、先ほど御紹介しましたように、役務の種類を3号役務から1号役務に変更することで、それに伴いましてこの1番と、あと2番の(2)のところを変更する内容になっております。

3ページ目、4ページ目は飛ばしまして5ページ目を御覧ください。審査結果の概要となっております。項番の1番の各項目は、先ほどの別紙1の各項目と同じであると考えていただければと思いますけれども、審査結果にございますように、変更内容につきまして適正かつ明確に定められていると判断をしております。それ以外の項目につきましては、変更はありませんので、引き続き適正なものであると考えているところでございます。

続きまして6ページ目の項番の2番でございますけれども、特定の者に対して不当な 差別的取扱いをするものでないことが信書便法第33条第2項第2号に定めております。 こちらにつきましてもこの事業者の信書便約款中に特に該当する規定がないことで適当 であると考えておりまして、以上、認可の基準に適合していると認められることから、 この信書便約款の変更についても認可をしたいと考えております。

続きまして、諮問の第1237号、信書便管理規程の設定の認可について、資料84-4になります。信書便法第34条で準用しております同法第22条第1項の規定におきまして、この特定信書便事業者は、その取扱い中に係る信書便物の秘密を保護するために信書便の業務の管理に関する事項について、信書便管理規程を定めまして総務大臣の認可を受けなければならないことになっております。

1ページ目、おめくりいただきまして、こちらが諮問書になっておりますけれども、 今回、特定信書便事業の許可申請を行ってまいりました4者について、信書便管理規程 の認可も必要であることから、併せて認可したい旨の御審議いただくものでございます。

2ページ目から3ページ目にかけて認可申請の概要でございますけれども、こちらは信書便法施行規則第31条第2項に、信書便管理規程に記載すべき事項について定められておりまして、その事項ごとに規定内容を5つ列挙しているものでございます。1つ目が信書便物の取扱いについての責任者である信書便管理者の選任及び職務に関する規定。2つ目が信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法に関する規定。3つ目が事故発生時の措置に関する規定。4つ目が教育及び訓練に関する規定。5つ目はその他で、こ

うしたものをこの信書便管理規程に記載することとなっております。この信書便管理規程につきましては、総務省において記載例をあらかじめ公表しておりまして、今回、各者から上がってまいりました申請内容を確認したところ、全者、これに沿って過不足なく記載されていることを確認しているところでございます。

4ページ目が、今回、この認可申請に係る審査結果の概要でございますけれども、ただいま申し上げましたように、今回の新規参入希望4者の信書便管理規程は、総務省が既に公表しております記載例に沿って設定していることを確認しておりまして、求めております全ての項目を満たしていることで、適否の箇所につきましては適とさせていただいているところでございます。

諮問事項につきましての御説明は以上でございますけれども、最後、御参考までに 2つ資料をつけております。参考1につきましては、今回、4者の事業許可、認可が適当とされた場合の参入状況をまとめたものになりまして、この場合、全国での特定信書 便事業者は584者になる予定でございます。参考2につきましては、本社所在地の都 道府県別の特定信書便事業者一覧となっております。

私からの説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。 〇佐々木分科会長 ありがとうございました。

ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にお申し 出ください。

それでは、三浦委員、どうぞ。

○三浦委員 御説明ありがとうございました。よく分かりました。様々な事業者の参入 は、地域の広がりも鑑みて引き受けてくださる事業者が多いほうがよいだろうと思って おります。

ところで教えていただきたかったのは、資料の別紙の2です。信書便管理規程の設定の認可申請の審査結果を出していただいていて、いずれも適当であることになっているのですが、消費者側の立場からすると、一番気になるのは3番の事故発生時の措置、そして日常のこの教育及び訓練の項目です。万が一がないとは限らないと思いますが、そのフォローというか、この教育及び訓練は、申請する時点ではきちんと行っていても、日常業務を通じての教育や訓練が、普段どのように実施されているのか。事故が発生したときにも大丈夫なようにどう訓練をされているのかについて、お聞かせいただけないでしょうか。よろしくお願いします。

○益岡信書便事業課課長補佐 お世話になります。課長補佐の益岡と申します。事故発生時の措置と教育及び訓練のところで、それぞれの特定信書便事業者の中で信書便管理者、実際にその信書便の役務を取り扱うに当たって責任者を決めておりまして、その管理者から社内の信書便事業に従事をされている社員に、日頃、業務の取扱いについて留意する事項ですとか、そういったものについて機会を捉えて確認をしてもらっていると聞いております。

また、総務省の検査ですとか、あるいはそれぞれの特定信書便事業者が自己点検をやられておりますので、その結果について定期的に確認をしまして、そこで十分でないことがもしあった場合には、適宜指導させていただいて、ここら辺の事故が発生しないような形で対応していただく状況です。

以上です。

○三浦委員 御説明ありがとうございます。自己点検は当然のことですよね。特にきちんとした教育プログラムを見せろとか、そういうことを言いたいわけではなく、事業者としては当然のことだと思います。信書は非常に重要なものですから、もしや紛失とか、たまたま無責任な人がいた場合、非常に困るわけです。ですので、やはり監督、チェックはきちんと継続的にやっていただきたいなと消費者側からは思います。許可申請が通ったから問題なしとはならないように、ぜひ後のフォローを。抜き打ちまでしてほしいとは言いませんが、各事業者が自覚を持って継続していただけることを望みたいと思います。よろしくお願いします。以上。

以上です。

○藤井信書便事業課長 補足をさせていただきますと、三浦委員から御指摘がありましたように、こういったものをやはり継続させていくことが重要であるのは、まさにおっしゃるとおりでございます。実は信書便事業者協会という団体がございまして、そちらの団体から各信書便事業者に関して、継続的にこういった事故発生時の措置ですとか、あと教育や訓練の重要性などを含めた、こういった講習といいますか、研修を毎年開催しているところでございます。

事業者の中には、社内の人事異動などで信書便管理者が途中で交代するみたいな事例とかもございますので、新任の管理者に改めてそういった講習なども受けていただくことによりまして、今御指摘いただいたことの重要性ですとか、そういったものを改めて認識をしていただく。これを1回に限らず、何回でも繰り返し受講していただくことによりまして、そういったところに対する意識を常に高いレベルで持ち続けていただくことが重要であると思っていますので、そういった取組はまた今後とも継続してやってまいりたいと思っております。

○三浦委員 ありがとうございます。であれば、例えば「信書便事業者協会」がこんな プログラムで実施しているとか、何か事例等をまた資料で添付していただけると、安心 できる感じはあります。この信書便事業者協会は、多分、入るのも任意だと思いますし、 皆さんが入っているとも限らないので、その辺りも含めてフォローしていただければと 考えます。今後もよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○佐々木分科会長 ありがとうございました。

それでは、実積委員、お願いいたします。

〇実積委員 実積です。 2点質問があるのですけれども、 1点目は再委託の禁止に関してです。禁止を謳っていたとしても、隠れて再委託してしまうケースがそのうち出るかもしれないという可能性はあると思うのですが、その辺りの検査はやっておられるのかが少し疑問になりました。今、三浦委員からありました質問にも関連すると思うのですが、途中で点検とかをしておられるとのことなので、恐らくそこでチェックをすることと思うのですけれども、その点少し、再委託の禁止の実効性はどのように確保しておられるのかが 1点目です。

もう1点が、約款の変更のところですけれども、3号役務をやめて1号役務とのこと なのですけれども、事業者の自由ではあるのですが、どうして3号役務を廃止する必要 があったのかはよく分からない。3号役務は、高額な信書便を引き受けていることにな るのですけれども、1号役務をして3号役務をやめることは、高額なものを引き受けないという約款にされているのでしょうか。なぜ3号役務を今回削るのかがよく分かりません。

関連で、1号役務になると、今度は差し出された信書便の大きさとか重さをその場で 計測する余計な手間が発生すると思うのですけれども、その辺りについては、きちんと チェックした旨を御説明いただければと思いました。

以上2点になります。

○益岡信書便事業課課長補佐 2つ質問がございまして、1つ目の再委託の禁止の実効性の確保につきましては、日頃は、先ほども説明がございましたけれども、講習会ですとか、そういったことを踏まえまして再委託は原則禁止であることについて周知啓発活動をすることをやってございます。

そのほかは、まずは事業の許可を捉えて、1年を経過したところで新規事業者の検査で、基本的に総務省の職員が事業者を訪れて、実際に許可を受けた事業の内容で業務が進行しているのか確認をさせていただくことをしておりまして、その後も、そこで特段支障がない場合には、今度はそれぞれの事業者で自主的に点検をしていただいて、それについて定期的に総務省で内容について確認をする。この委託の関係は、再委託だけではなくて、業務の委託についても認可が必要であること、割と業務の委託につきまして、そこの確認が十分でない、そこの意識が十分でないこともあるものですから、そういった機会を捉えて事業者に業務の委託について確認をし、必要があれば手続を取っていただくことについて説明をさせていただいてございます。

それから2つ目の御質問について、今回事業計画の変更で、3号役務から1号役務への変更ですけれども、申請者からは1通当たりの単価を下げることによって、集配頻度ですとか利用通数を増加させることで、3号役務から1号役務に種類を変更すると聞いております。1号役務に変更することによりまして、一定の大きさ以上のものを扱うことになるわけですけれども、これにつきましては、その信書便物を収納するボックスを用意して、それによって信書の送達をすることを考えていると聞いておりまして、都度、その信書便物を計測して送達をすることにはなっていないと聞いております。

基本的に、今、3号役務で利用してもらっている利用者が、1号役務に種類が変更になっても、そのままその利用者が1号役務のサービスを受けることで、実際に利用者と事業者との間の話合いの中で、そういった方向でサービスを提供すれば利用者のニーズにも応えられるとのことで、今回、役務の種類を変更したと聞いておりまして、これによって特段、既存の利用者に支障が生じることはないと聞いております。

以上です。

- ○実積委員 分かりました。そうすると、3号役務を廃止することで、サービスを利用できなくなるような顧客はいないと事業者は言っていることを確認されたとのことですね。
- ○益岡信書便事業課課長補佐 おっしゃるとおりでございます。そこを確認いたしました。
- ○実積委員 分かりました。事業者の個々の経営判断だと思うのですけれども、少し違和感があったので質問しました。

以上です。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。それでは、ほかの方からは、いかがでしょうか。よろしいですか。ほかに御意見などございませんようでしたら、諮問第1235号から1237号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木分科会長 ありがとうございます。チャット欄にも、ありがとうございます。 それでは、案のとおり答申することといたします。

以上で本日の審議は終了しました。委員の皆様から全体を通して何かございますでしょうか。事務局から何かございますか。

- ○事務局(福田) 事務局でございます。次回の郵政行政分科会は、別途御連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。
- 〇佐々木分科会長 それでは、以上で本日の会議を終了いたします。どうもありがとう ございました。

閉 会